

大和市告示第164号

大和市小田急中央林間駅総合改善事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年9月4日

大和市長 大 木 哲

大和市小田急中央林間駅総合改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田急江ノ島線中央林間駅及びその周辺において、鉄道利用者の利便性及び安全性を向上させるとともに、周辺住民の需要に応じた保育所等の生活支援施設の整備を図るため、小田急電鉄株式会社（以下「事業者」という。）が行う当該駅の改善に係る事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、鉄道利用者の利便性及び安全性の向上等を図るために必要となる鉄道駅の改良を行う事業であって、駅空間高度化機能施設（鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱（平成11年国土交通省鉄施第68号。以下「国要綱」という。）第3条の駅空間高度化機能施設をいう。以下同じ。）の整備を伴う事業とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、補助事業の総工事費（当該年度に限る。）のうち、別表第1に掲げる費目に係る経費（以下「補助対象経費」という。）の3分の1以内とする。

2 事業者は、駅空間高度化機能施設の整備に係る事業費が、全体事業費（総工事費の全年度分の額をいう。）の10分の2を超過しないように設計しなければならない。

(交付申請)

第4条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、小田急中央林間駅総合改善事業費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 小田急中央林間駅総合改善事業実施計画書
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に対し補助事業に係る補助金の交付を申請している場合は、その申請書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 事業者は、前項の規定による申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（前条第1項の規定に基づく補助金の額の補助対象経費に対する比率をいう。）を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 事業者は、第1項第2号に規定する場合において、機構から当該申請に対する交付決定を受けたときは、速やかにその決定通知書の写しを市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、小田急中央林間駅総合改善事業費補助金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）により事業者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 事業者は、前条の規定による決定（以下「交付決定」という。）を受けた後に当該申請を取り下げる場合は、決定通知書を受領した日から起算して30日を経過した日までにその旨を市長に申し出るものとする。

（補助事業の変更届及び通知）

第7条 規則第8条の規定にかかわらず、事業者は、決定通知書を受領した後に補助事業の計画を変更しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、小田急中央林間駅総合改善事業実施計画変更届を市長に提出するものとする。

(1) 別表第1に掲げる費目又は費目の区分の中で事業費の配分を変更する場合であって、その変更額が、増額する費目において当初計画額の30パーセント以内又は1,000万円以内であるとき。

(2) 1,000万円以下の工事を追加するとき。

2 市長は、規則第8条第2項の規定により補助事業の計画の変更を認めた場合又は前項の規定による変更の届出があった場合において、交付決定の内容を変更する必要があるときは、小田急中央林間駅総合改善事業費補助金増（減）額交付決定通知書により事業者へ通知するものとする。

（遵守事項）

第8条 事業者は、補助事業の執行に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかにその旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 事業者は、当該年度の4月1日から9月30日までの補助事業の実施状況を、10月31日までに小田急中央林間駅総合改善事業実施状況報告書により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 事業者は、補助事業が完了したときは、その完了日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、小田急中央林間駅総合改善事業完了実績報告書（以下「完了報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、補助事業の全部が決定通知を受けた年度内に完了しなかったときは、翌年度の4月20日までに、小田急中央林間駅総合改善事業年度実績報告書を市長に提出しなければならない。

3 事業者は、前2項の規定による実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、事業者から完了報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の実績が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小田急中央林間駅総合改善事業費補助金額確定通知書により、事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、小田急中央林間駅総合改善事業費補助金請求書により、市長に補助金の支払を請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めた場合は、事業者は、小田急中央林間駅総合改善事業費補助金概算払請求書により、市長に補助金の概算払を請求することができる。この場合において、支払済の補助金は、完了報告書に基づき精算する。

3 市長は、前2項の規定による正当な請求書を受領した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 事業者は、完了報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金の返還報告書により市長に報告しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による報告後に、速やかに当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(財産の管理、処分等)

第14条 事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具並びに機構が定める鉄道助成業務に係る補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める規程（平成22年11月18日機構規程第38号。以下「処分制限を定める規程」という。）第2条に定める財産等については、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、処分制限を定める規程第3条に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の承認の有無にかかわらず、事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分して利益を得た場合、規則第12条の規定により補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の整備等)

第15条 事業者は、補助事業に係る収入及び支出の内容を明らかにした帳簿その他の証拠書類を備え付け、当該補助事業が完了した会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、処分制限を定める規程第3条に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(様式)

第16条 この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

費目	費目の区分
本工事費	土木費
	線路設備費
	電路設備費
	停車場設備費
	駅附帯設備費（駅空間高度化機能施設の整備については、土木工事、建築工事その他の駅や建物と一体となった部分の整備に係る経費のみを対象とし、器具、装飾品その他の設備整備に係る経費を含まないものとする。）
附帯工事費	
用地費	

別表第2（第16条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	小田急中央林間駅総合改善事業費補助金交付申請書	第4条
第2号様式	小田急中央林間駅総合改善事業実施計画書	第4条
第3号様式	小田急中央林間駅総合改善事業費補助金交付決定通知書	第5条、第6条 及び第7条
第4号様式	小田急中央林間駅総合改善事業実施計画変更届	第7条
第5号様式	小田急中央林間駅総合改善事業費補助金増（減）額交付 決定通知書	第7条
第6号様式	小田急中央林間駅総合改善事業実施状況報告書	第9条
第7号様式	小田急中央林間駅総合改善事業完了実績報告書	第10条
第8号様式	小田急中央林間駅総合改善事業年度実績報告書	第10条
第9号様式	小田急中央林間駅総合改善事業費補助金額確定通知書	第11条
第10号様式	小田急中央林間駅総合改善事業費補助金請求書	第12条
第11号様式	小田急中央林間駅総合改善事業費補助金概算払請求書	第12条
第12号様式	消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金の返還報 告書	第13条